



第5章

多彩なふれあいが広がるまちづくり

～都市基盤の充実～

施策の体系

第5章

多彩なふれあいが広がるまちづくり ～ 都市基盤の充実 ～

第1節 地域の個性を活かした魅力あるまちづくり

- (1) 地域の個性を活かした計画的な土地利用を図るまちにします。
 - ① 地域の個性を活かした土地利用を調査・研究します。
 - ② 地域の個性を活かした市街地整備を推進します。
- (2) 景観に配慮した市民が愛着をもてるまちにします。
 - ① 景観形成事業を推進します。
 - ② 景観に関する広報・啓発を行います。
- (3) 住環境が良好なまちにします。
 - ① 地域でつくる魅力的な住環境の創出及び維持・保全を推進します。

第2節 生活基盤が充実したまちづくり

- (1) 道路環境が充実した安全で快適なまちにします。
 - ① 広域・幹線道路を整備します。
 - ② 生活道路を整備します。
 - ③ 交通安全施設を整備します。
 - ④ 道路を維持管理します。
 - ⑤ 市民が行う道路の維持管理を支援します。
 - ⑥ 駐輪場を維持管理します。
- (2) 公共交通機関が利用しやすいまちにします。
 - ① 地域にあった交通手段を確保します。
 - ② 公共交通機関への要望及び支援を行います。
- (3) 一定の居住水準が確保されたまちにします。
 - ① 住宅施策を計画的に進めます。
 - ② 市営住宅を整備・供給します。
 - ③ 市営住宅を維持管理します。
- (4) 安定した水の供給を行います。
 - ① 水資源を確保します。
 - ② 災害に強い上水道管を整備します。
 - ③ 安全な水を供給します。
 - ④ 節水に関する広報・啓発を行います。
 - ⑤ 水道を維持管理します。
- (5) 健全な水道事業経営を維持します。
 - ① 健全な水道事業経営を維持します。
- (6) 生活排水が適正に処理されたきれいなまちにします。
 - ① 公共下水道（汚水）を整備します。
 - ② 水洗化を促進します。
 - ③ 下水道を維持管理します。
- (7) 安定した下水道事業を行います。
 - ① 安定した下水道事業を行います。

第3節 災害に強いまちづくり

- (1) 災害に強いまちにします。
 - ① 防災施設を整備します。
 - ② 災害に強い都市構造を整備・改善します。
 - ③ 印旛沼・河川の治水対策を国・県に要望します。
 - ④ 流域市町村と連携した印旛沼・河川の治水対策を行います。
 - ⑤ 治水対策施設を整備します。
 - ⑥ 治水対策施設を維持管理します。

第4節 緑と水を活かしたうるおいのあるまちづくり

- (1) 市民が水辺で憩えるまちにします。 _____ ① 印旛沼周辺の親水空間形成を推進します。
- (2) 緑を身近に感じるまちにします。 _____
- ① 公園を整備します。
 - ② 公園を維持管理します。
 - ③ 市民が行う公園・緑地等の維持管理を支援します。
 - ④ 緑地を保全します。
 - ⑤ 緑化を推進します。

第1節 地域の個性を活かした魅力あるまちづくり

現況と課題

本市は、これまで高度経済成長に支えられ、都心のベッドタウンとして積極的な都市づくりが行われてきました。

平成13年には「佐倉市都市マスタープラン」を作成し、都市計画に関する基本的な方針を定めました。市街化区域は市域全体の23.3%、市街化調整区域は76.7%となっています。

しかし、市街地が分散していることから都市基盤の活用効率が低く、生活関連機能も分散しています。そのため、市街地の一体性の確保とそれぞれの地域の個性を活かした地域の拠点づくりが求められています。

また、自然環境の保全や調和に配慮した都市整備といった良好な居住環境の整備には、これまで以上に適正かつ計画的な土地利用が求められ、さらに、佐倉城址をはじめとする歴史的な環境資源の保全と活用が必要です。

一方で、今後のまちづくりにとって大きな課題となってくるものが予想されることとして、少子高齢化や都心回帰などがあります。これに歯止めをかけるためには、住民が住んで良かったと実感できるまちづくりを進めていかなければなりません。住民が憩える快適で魅力的な生活空間の創造が必要となっています。

加えて、平成12年の「都市計画法」の改正による市街化調整区域の開発規制の緩和など、時代に即した新たなまちづくりにも適切に対応していく必要があります。

基本方針

- ・魅力あるまちを創造するため、個性を活かした総合的な土地利用計画を作成し、適切かつ計画的に都市的な土地利用と自然的な土地利用を推進します。
- ・快適で憩いを感じることのできる良好な景観の形成に努めます。



JR佐倉駅周辺



京成ユーカリが丘駅周辺

施策の体系

- (1) 地域の個性を活かした計画的な土地利用を図るまちにします。
 - ① 地域の個性を活かした土地利用を調査・研究します。
 - ② 地域の個性を活かした市街地整備を推進します。

- (2) 景観に配慮した市民が愛着をもてるまちにします。
 - ① 景観形成事業を推進します。
 - ② 景観に関する広報・啓発を行います。

- (3) 住環境が良好なまちにします。
 - ① 地域でつくる魅力的な住環境の創出及び維持・保全を推進します。

施策の説明

(1) 地域の個性を活かした計画的な土地利用を図るまちにします。

①地域の個性を活かした土地利用を調査・研究します。

本市の土地利用方針を定めた佐倉市都市マスタープランでは、「各地域の個性を生かしたまちづくりを行い、魅力と活気あふれる地域づくりを行っていく。更には、それらをネットワークさせることにより、佐倉市全体の個性や魅力、活気を高め、すべての市民が各地域固有の自然・文化・歴史に代表される資源、活気に満ちた都市機能、安心・安全・快適な生活空間を享受できる、持続可能なまちづくりを目指して行く」としています。この基本理念に基づき土地利用のあり方を含む基本方針を定め、計画的なまちづくりを進めています。都市計画の基本方針や土地利用のあり方等については、社会情勢の変化や土地需要を含めた都市形成の実態等を適切に把握し、また定期的な見直しが必要であることから、地域の個性を活かした土地利用等のあり方について継続的に調査研究します。

主な実現方策

- 自然環境（市街化調整区域）と都市環境（市街化区域）のバランスのとれた土地利用を調査研究します。

②地域の個性を活かした市街地整備を推進します。

本市では市街地開発事業を推進してきましたが、景気低迷による地価の大幅な下落や宅地需要の停滞といった影響を受けて、市街地整備事業は停滞状態にあります。地域の個性を活かした市街地整備を推進するとともに、計画的に良好な市街地を形成させるため、現在進行中の土地区画整理事業を引き続き推進します。また、個別の宅地開発については、宅地開発指導要綱等により無秩序な開発の抑制を図り、適切な都市機能や都市施設の配置を進めます。



寺崎特定土地区画整理事業地

主な実現方策

- 組合が施行する土地区画整理事業を推進し、新たな市街地の形成を図ります。
- 都市再生機構が施行する寺崎特定土地区画整理事業を推進し、商業、文化、行政などの機能を持った、新たな市街地の形成を図ります。

(2) 景観に配慮した市民が愛着をもてるまちにします。

①景観形成事業を推進します。

人々の意識は経済的豊かさの追求から、生活の質の向上に向けられており、豊かな自然、美しい景観、さらには文化や伝統、潤いを感じるまちづくりなど、良好な景観づくりに対する要求が高まっています。また、良好な景観づくりを進めていくためには、住宅地などの都市景観、印旛沼などの保全すべき景観、河川周辺等における新たな親水空間形成といった、良好な景観形成に向けて整備していく必要があります。このようなことから、電線類の地中化など無電柱化を進めていきます。また、景観法に基づく景観行政団体として、景観条例及び都市景観形成基本計画を踏まえ、景観計画の策定や景観づくりの支援・助成等の各種施策を進めます。

主な実現方策

- 地域やボランティア団体等が実施する景観づくりを支援します。

②景観に関する広報・啓発を行います。

良好な景観に対する意識が高まる中で、景観づくり活動に取り組む市民団体等の活動も活発化してきています。良好な景観や守りたい景観などを選定し、景観マップの作成や景観を未来に残すための地域活動の取り組みなどについて、ホームページ・広報紙等の活用により市民に広く情報発信することにより、景観形成・維持に関する意識の醸成を図ります。

主な実現方策

- 広報紙・ホームページを通して景観に関する情報を提供します。



佐倉市景観マップ

(3) 住環境が良好なまちにします。

①地域でつくる魅力的な住環境の創出及び維持・保全を推進します。

住んでいる地区の中で快適な生活が送れるよう、市民が主体的に住環境づくりをしていこうとする意識が高まっていることから、地域が策定する魅力的な住環境の創出及び維持・保全のための計画（地区計画等）の策定について支援します。また、緑地協定等を活用し、緑豊かな住環境づくりを進めていきます。

主な実現方策

- 地区計画制度を活用したまちづくりを推進し、良好な市街地環境の形成・保持に努めます。



染井野地区

平成17年4月1日現在

地区計画	八幡台地区	約26.9 ha	ユーカリが丘三丁目地区	約4.7 ha	合計13地区 約 329.64ha
	ユーカリが丘一丁目地区	約20.4 ha	山王地区	約38.1 ha	
	ユーカリが丘七丁目地区	約13.4 ha	宮ノ台三・四・五丁目地区	約26.5 ha	
	宮前ローズタウン地区	約18.0 ha	南ユーカリが丘地区	約10.3 ha	
	ユーカリが丘駅周辺地区	約16.0 ha	寺崎地区	約46.3 ha	
	染井野地区	約91.4 ha	ユーカリが丘六丁目地区	約5.24 ha	
	宮ノ台二丁目地区	約12.4 ha			

第2節 生活基盤が充実したまちづくり

現況と課題

佐倉市は、分散型の都市形態を呈しており、それらを結ぶ都市計画道路の整備率は平成17年3月末で55.4%にとどまっています。そのため、生活の利便性や安全性の向上又地域間の交流、経済活動の活性化を図るため、広域的な交通条件を踏まえた体系的な幹線道路網の形成が必要となっています。

また、渋滞の解消や交通事故を抑制するため、適切な交通安全施設の整備、歩道等のバリアフリー化など誰もが安心して利用できる道路施設の整備を推進していく必要があります。

佐倉市は、上水道普及率が平成17年3月末で95.5%、下水道普及率が平成17年3月末で89.5%と高い普及率を示していますが、住民が生活するうえで欠かせない安全で安定した水の供給や、印旛沼を始めとする自然環境の保全を図るための生活排水対策といった下水道の整備促進をさらに進めることにより、安定的な住民の生活基盤を確保することが求められています。

基本方針

- ・安全で便利、そして快適な住民生活を送るための都市基盤の整備を進めます。
- ・広域・幹線道路については、その有効性などを検証しながら、計画的に整備を進めます。
- ・生活道路については、交通に支障のある箇所を把握し、それぞれの状況に応じた整備に努めます。
- ・上水道については、安全で安定した水の供給に努めます。
- ・下水道については、下水道の整備並びに普及促進をさらに進め、適切な生活排水の処理に努めます。

住 宅	住宅に住む一般世帯	平成12年10月1日	56,346世帯
	上記のうち持ち家世帯数	平成12年10月1日	45,107世帯
	1世帯当たりの延べ面積	平成12年10月1日	102.2㎡
都市・建設	市道（3956路線）総延長距離	平成17年3月末	1,142.3km
	市道舗装総延長距離	平成17年3月末	823.7km
	市営住宅戸数	平成17年3月末	197戸
	都市公園数	平成17年3月末	266箇所
	都市公園面積	平成17年3月末	141.83ha
水 道	給水人口	平成17年3月末	164,393人
	普及率	平成17年3月末	95.5%
下 水 道	下水道処理区域内人口	平成17年3月末	158,318人
	普及率	平成17年3月末	89.5%
防 災	火災発生件数	平成16年12月末	86件
	交通事故発生件数	平成16年度	999件
運 輸	JR総武線（1駅）乗客数	平成16年	4,134千人
	京成電鉄（5駅）乗客数	平成16年	15,855千人
	ボナ乗客数	平成16年	551千人

施策の体系

- (1) 道路環境が充実した安全で快適なまちにします。

 - ① 広域・幹線道路を整備します。
 - ② 生活道路を整備します。
 - ③ 交通安全施設を整備します。
 - ④ 道路を維持管理します。
 - ⑤ 市民が行う道路の維持管理を支援します。
 - ⑥ 駐輪場を維持管理します。

- (2) 公共交通機関が利用しやすいまちにします。

 - ① 地域にあった交通手段を確保します。
 - ② 公共交通機関への要望及び支援を行います。

- (3) 一定の居住水準が確保されたまちにします。

 - ① 住宅施策を計画的に進めます。
 - ② 市営住宅を整備・供給します。
 - ③ 市営住宅を維持管理します。

- (4) 安定した水の供給を行います。

 - ① 水資源を確保します。
 - ② 災害に強い上水道管を整備します。
 - ③ 安全な水を供給します。
 - ④ 節水に関する広報・啓発を行います。
 - ⑤ 水道を維持管理します。

- (5) 健全な水道事業経営を維持します。

 - ① 健全な水道事業経営を維持します。

- (6) 生活排水が適正に処理されたきれいなまちにします。

 - ① 公共下水道（污水）を整備します。
 - ② 水洗化を促進します。
 - ③ 下水道を維持管理します。

- (7) 安定した下水道事業を行います。

 - ① 安定した下水道事業を行います。

施策の説明

(1) 道路環境が充実した安全で快適なまちにします。

① 広域・幹線道路を整備します。

市内の広域・幹線道路のうち地域間を結ぶ道路は、旧市街地を通過していることなどから幅員が狭く市内の各所で交通渋滞が生じています。また、地域界が河川で分断されているなど、地域間の連絡道路が脆弱な箇所もあります。そのため、今後も「佐倉市幹線道路整備方針」に基づき、市内を東西南北に結ぶ都市計画道路の整備を中心に、歩道拡幅や交差点改良等の部分改修も含め、広域・幹線道路の整備を計画的に進めていきます。



広域・幹線道路

主な実現方策

- 佐倉市幹線道路整備方針に基づき、計画的に幹線道路の整備を進めます。
- 都市計画道路勝田台・長熊線（志津霊園関連区間）の早期開通に努めます。

② 生活道路を整備します。

道路は、交通の利便性の向上をさせることが主目的ではあるものの、歩行者の安全確保への配慮も求められています。特に生活道路は、地域住民の利用が多いことから、歩行者の安全確保が重要です。しかし、既設の生活道路の中には、見通しの悪い箇所や歩行スペースが確保されていない箇所も数多くあることから、生活道路等の整備にあたっては、交通に支障のある箇所を的確に把握し、それぞれの状況に応じた道路の整備に努めます。



生活道路

主な実現方策

- 市民の声を反映した生活道路の整備を進めます。
- 道路愛護組合を支援し、私道の整備を推進します。

③ 交通安全施設を整備します。

佐倉市内における近年の交通人身事故発生状況を見ると、死者数は横ばいで推移しているものの、発生件数及び傷者数は、年々増加傾向にあります。交通量・事故の危険性などについて調査・把握し、それぞれの状況に応じて、カーブミラーや道路照明などの交通安全施設を適切に設置・改修していきます。また、新たな横断歩道や信号機などの設置については、現況調査や市民要望等を踏まえ、関係機関に設置を要請していきます。



警戒標識

主な実現方策

- ガードレール、カーブミラー、道路照明、警戒標識等の整備を進めます。

④道路を維持管理します。

交通量の増大、車両の大型化などにより、道路の老朽化が急激に進み、振動による騒音や通行支障がでているため、市内の道路の数多くの箇所において、補修等が必要な状況となっています。快適な道路環境を確保するためにも、道路の補修等の必要性についての的確に把握し、計画的な補修事業の進捗に努めます。

主な実現方策

- 市道を適正に維持管理します。
- 交通安全施設を適正に維持管理します。

⑤市民が行う道路の維持管理を支援します。

市民のみなさんの身近な環境に対する美化意識の高まりとともに、ボランティア活動に対する参加意欲も高まっています。そのため市民のみなさんが自主的に行う道路の維持管理活動を支援するとともに、市民のみなさんの協力のもと、適切な維持管理に努めます。

主な実現方策

- 道路の清掃活動や道路の空き用地を利用したゆとり空間づくりを行う市民団体等を支援します。
- 自治団体等が設置又は維持管理する街灯に係る経費に対して補助します。



地域による道路清掃活動

⑥駐輪場を維持管理します。

市内のすべての鉄道駅に市営の駐輪場が整備済みとなっていますが、新たな課題として、駐輪場内での悪戯・盗難への対応、老朽化した駐輪場施設の修繕等が必要になっています。このため、防犯カメラや照明の増設など防犯対策を順次進めるとともに、駐輪場施設の適切な維持管理に努めます。

主な実現方策

- 市営の自転車駐輪場施設を適正に管理運営します。
- 老朽化した市営の自転車駐輪場施設の改修を進めます。



駐輪場



防犯カメラ

(2) 公共交通機関が利用しやすいまちにします。

①地域にあった交通手段を確保します。

公共交通機関が確保されていない交通不便地域における交通手段を確保するため、民間事業者と連携し、地域に即した交通手段の確保に努めます。

主な実現方策

- 市内循環バス（内郷地区循環ルート・飯野往復ルート）を運行します。



佐倉市循環バス

②公共交通機関への要望及び支援を行います。

公共交通機関の利用者の利便性の確保については、首都圏のベッドタウンとして、東京方面の通勤・通学流動が多いことから、鉄道事業者にはダイヤの改正や施設の改善について要望をしています。また、バス事業者に対しては、地域住民の足として必要不可欠と思われるバス路線が確保されるよう要望するとともに、必要な支援を行っていきます。さらに、公共交通施設のバリアフリー化について、事業者への要望と必要な支援を行います。

主な実現方策

- 交通施設のバリアフリー化及び交通不便地域の路線確保を行うバス事業者に対して支援します。
- 駅舎のバリアフリー化を行う鉄道事業者に対して支援します。



JR佐倉駅北口



京成臼井駅南口

(3) 一定の居住水準が確保されたまちにします。

①住宅施策を計画的に進めます。

世帯の小規模化や人口の高齢化、高齢単身者世帯の増加等の変化に伴い多様化する住宅ニーズに対応する観点から、新たな建設による供給部分だけでなく、管理についても的確化を図る必要が生じてきています。定住人口の増大や地域の活性化、地域独自の需要に応じた住宅地づくりを推進するといった住宅施策を、計画的かつ総合的に進めるための計画を策定します。

主な実現方策

- 住宅及び住環境の整備を網羅した総合的な住宅計画を策定します。

②市営住宅を整備・供給します。

既存の市営住宅は、昭和30年代から40年代にかけて建築されたものが多く、施設の老朽化が進んでいます。このため、公営住宅需要を見極めながら市民の様々なライフスタイルに対応した市営住宅を整備するため、平成15年度から整備を進めている大蛇住宅（120戸）の建設について、引き続き計画的に整備します。

主な実現方策

- 大蛇地区に市営住宅（第2期：36戸）を整備します。

③市営住宅を維持管理します。

市営住宅の入居者が、良好で安心した居住環境を確保できるよう、適切な施設の維持管理に努めます。

主な実現方策

- 市営住宅を適正に管理運営します。
- 老朽化し安全性を確保できない市営住宅を廃止します。



市営大蛇住宅（第1期84戸）

(4) 安定した水の供給を行います。

①水資源を確保します。

水は、日常生活や経済活動に欠くことのできないものです。将来にわたって安全・安心な水道水を安定供給するため、水需要の動向に応じた計画的かつ効率的な給水事業が行えるよう、広域的な連携により水資源を確保していきます。

主な実現方策

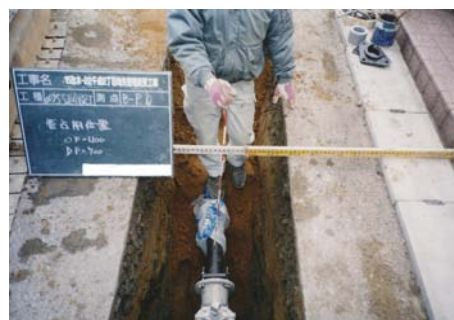
- 印旛広域水道用水供給事業と連携して水資源を確保します。

②災害に強い上水道管を整備します。

水の供給は、地震や渇水等の緊急時においても迅速かつ的確な対応が図れるような緊急時対策が求められます。このことから、地震時における水道施設の被害や需要者への影響を最小限にとどめることができるよう、水道施設の耐震化整備を進めます。また、受水している表流水については、利根川水系への依存度が高く、降雨状況によっては渇水の可能性があることから、渇水対策についても進めていきます。

主な実現方策

- 石綿セメント管の改修を推進します。
- 第7次拡張(変更)事業計画に基づき計画的かつ効率的な配水管布設整備に努めます。



水道管の改修

③安全な水を供給します。

安全な水を供給するためには、水源水質が良好に保たれていることが重要です。水源を取り巻く状況を把握し、将来にわたって信頼できる安全で良質な水道水を供給するため、事業年度毎に水質検査計画を策定し、適切に水質検査を行っていきます。

主な実現方策

- 原水及び浄水の水質を適正に管理します。



水質検査

④節水に関する広報・啓発を行います。

限りある貴重な水資源を保全していくためには、市民のみなさん一人ひとりの理解と協力が必要です。水の有効利用など節水に心がける意識の高揚や節水型の生活様式の形成を図るため、広報啓発等を行います。

主な実現方策

- イベントやホームページなどを通して、節水に関する情報を提供します。



浄水場見学会

⑤水道を維持管理します。

水道施設の老朽化や地震などの災害に備え、応急復旧体制の確立、老朽管の更新や水道施設の増強を計画的に進め、適切な施設の維持管理を行います。

主な実現方策

- 配水管及び給水施設を適正に維持管理するとともに、断水や赤水の発生時には迅速に給水を行います。



浄水場

(5) 健全な水道事業経営を維持します。

①健全な水道事業経営を維持します。

景気の低迷などにより料金収入が伸び悩む中、今後、施設水準の維持・向上を図る一方で、経費の節減等の改善に努め、水の安定供給と経営の安定化をめざした事業経営を行います。

主な実現方策

- 水道使用料の適正な徴収に努めます。
- 工事負担金等の適正な徴収に努めます。

(6) 生活排水が適正に処理されたきれいなまちにします。

①公共下水道（污水）を整備します。

佐倉市の下水道は、印旛沼などの公共水域の水質汚濁の防止と市民生活の環境改善を図るため、昭和41年度に事業着手して以来、区域拡大を進め、平成3年度には市街化区域の整備はほぼ完了し、平成4年度からは市街化調整区域の整備に着手しています。平成16年度末の公共下水道処理区域面積は、2,215.61haとなっています。今後も、公共下水道の整備を進め、自然環境の保全と生活環境の向上を図ります。

主な実現方策

- 市街化区域の公共下水道（污水）整備を進めます。
- 市街化調整区域の公共下水道（污水）整備を進めます。

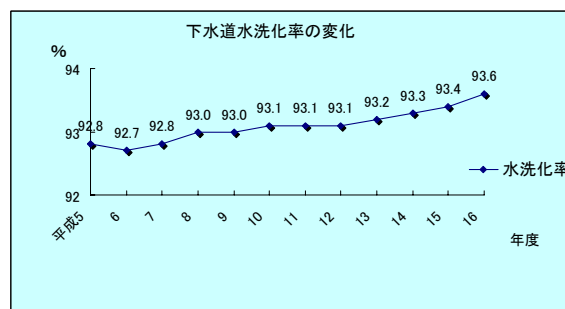
②水洗化を促進します。

平成16年度末の処理区域内人口は158,318人、そのうち水洗化人口は148,209人で水洗化率（※1）は93.6%となっています。未接続世帯に対しては、下水道の役割や重要性について啓発し、接続の促進を図っていきます。

また、小型合併浄化槽などの下水道以外の汚水処理施設の促進も視野に入れた施策を展開し、水洗化の促進を図ります。

主な実現方策

- 公共下水道供用区域内の水洗化促進のため、啓発等を強化します。



資料：下水道課

③下水道を維持管理します。

下水道施設の老朽化や地震などの災害に備え、応急復旧体制の確立、老朽管の更新や下水道施設の改修を計画的に進めるとともに、適切な維持管理に努めます。

主な実現方策

- 公共下水道（污水）施設の適切な管理に努めます。

(7) 安定した下水道事業を行います。

①安定した下水道事業を行います。

下水道事業は、下水道使用料収入と国庫補助金等の財源をもとに運営しています。下水道事業をさらに充実させていくために、経費の節減や使用料の徴収率向上に努め、安定した下水道運営を推進していきます。

主な実現方策

- 下水道使用料の適正な徴収に努めます。
- 受益者負担金及び分担金の適正な徴収に努めます。

（※1）水洗化率 … 水洗化率＝水洗化人口÷処理区域内人口×100%：下水道を使用することができる人口（処理区域内人口）のうち、下水道を使用している人口（水洗化人口）の割合をいいます。

第3節 災害に強いまちづくり

現況と課題

近年は、毎年のように大規模な災害が発生しており、特に阪神・淡路大震災（平成7年）、新潟県中越地震（平成16年）の被災地では、甚大な被害に見舞われています。

すべての地方自治体は、住民の生命と財産を守るために、これらの事例を教訓とした災害への対策と備えが求められています。また、佐倉市においては、都市化が進む中で、都市災害への対策も課題となっています。国では、これらに対応するため、平成7年以降に「災害対策基本法」の改正を幾度となく行っています。

佐倉市は、印旛沼の最下流に位置することから、近年、たびたび水害が発生し、住民生活に多大な影響を与えています。災害対策の中でも、特にこの治水対策が急務となっています。

このことから、平成14年には災害対策条例や災害共済条例を制定し対応をしていますが、災害対策としての基盤整備の充実が課題となっています。

基本方針

- ・市民のみなさんが安心して暮らせる災害に強いまちづくりを進めるため、調整池や排水路の整備などの治水対策や、防災施設の整備を図ります。
- ・防災に係る情報の提供等を通して防災意識の醸成を図りながら、市民のみなさんと一体となって防災対策に取り組みます。



調整池



防災備蓄倉庫

河川・湖沼

(1) 1級河川					平成15年4月1日現在	
水系名	河川名	指定延長 (km)	流域面積 (km ²)	区	域	
利根川	鹿島川	18.9	250.4	千葉市若葉区下泉町	西印旛沼	
利根川	高崎川	6.1	86.9	酒々井町馬橋	鹿島川	
利根川	手繰川	2.8	16.4	公共下水道手繰川第1-号幹線合流点	西印旛沼	
利根川	小竹川	0.7	11.1	佐倉市小竹	手繰川	
利根川	勝田川	3.6	20.2	千葉市花見川区宇那谷町	印旛放水路	

(2) 準用河川					平成14年10月1日現在	
水系名	河川名	指定延長 (km)	流域面積 (km ²)	区	域	
利根川	上手繰川	3.5	10.0	佐倉市畔田	公共下水道手繰川第1-号幹線合流点	
利根川	上小竹川	1.3	7.3	佐倉市青管	井野川	
利根川	佐倉川	1.2	3.5	佐倉市宮前3丁目	鹿島川	
利根川	南部川	3.1	3.3	佐倉市大作	高崎川	
利根川	井野川	0.3	3.7	佐倉市青管	小竹川	

(3) 湖沼					平成14年10月1日現在		
水系名	湖沼名	周囲 (km)	面積 (km ²)	面積内訳 (km ²)			
利根川	北印旛沼	14.6	8.9	佐倉市	2.49	成田市	1.96
				八千代市	0.03	栄町	0.25
利根川	西印旛沼	11.1		本焚村	1.18	印旛村	2.96

(注) 1級河川については佐倉市域外を含む。資料：土木課・「千葉県統計年鑑」

施策の体系

(1) 災害に強いまちにします。

- ① 防災施設を整備します。
- ② 災害に強い都市構造に整備・改善します。
- ③ 印旛沼・河川の治水対策を国・県に要望します。
- ④ 流域市町村と連携した印旛沼・河川の治水対策を行います。
- ⑤ 治水対策施設を整備します。
- ⑥ 治水対策施設を維持管理します。

施策の説明

(1) 災害に強いまちにします。

①防災施設を整備します。

平成7年の阪神・淡路大震災をはじめ、近年では全国で地震、集中豪雨等による自然災害が数多く発生しています。そこで、都市機能への被害や人命の損失を防ぐため、防災施設や災害の応急・復旧対策に必要な備蓄資機材の整備・充実に努めます。

主な実現方策

- 防災井戸や携帯電話メール情報配信サービス等を整備します。



防災井戸

②災害に強い都市構造に整備・改善します。

地震や風水害などの災害に対応するため、建築確認や完了検査などの徹底を図るとともに、危険なコンクリートブロック塀の生垣転換、狭あい道路の拡幅整備及び急傾斜地整備に対する支援などの災害対策を進めます。

主な実現方策

- 崩壊の危険性が高い急傾斜地の整備を行う市民に対して補助します。
- 狭あい道路の拡幅及び緑化整備を行う市民に対して補助します。

③印旛沼・河川の治水対策を国・県に要望します。

印旛沼流域の最下流に位置する佐倉市では、平成3年、8年、13年と5年毎に家屋の床上浸水被害に見舞われており、適切な水害対策を継続して行っていく必要があります。このため、流入する河川などを含めた印旛沼流域における総合的な治水対策を推進するよう、国・県に対して継続して要望していきます。

主な実現方策

- 印旛沼及び流域河川の治水対策を国・県に要望します。

④流域市町村と連携した印旛沼・河川の治水対策を行います。

佐倉市は、過去の水害の程度を基準として河川の改修事業を進めてきました。しかし、市単独の事業だけでは抜本的な解決に繋がらないことから、流域市町村と十分に連携し、広域的な災害対策事業の推進に努めます。

主な実現方策

- 佐倉市・富里市・八街市・酒々井町等で構成する高崎川流域雨水対策協議会を通じて高崎川の治水対策を国・県に要望します。
- 佐倉市と八千代市が連携して、高野川・小竹川の改修を進めます。

⑤治水対策施設を整備します。

宅地開発等に伴う、山林や農地の減少などによって、河川流域内の雨水浸透機能や保水機能が低下したことから、河川や排水路（※2）などへの雨水流入量が増加しており、道路での冠水や家屋浸水などへの影響が懸念されます。このため、調整池の改修や排水路の整備などの治水対策を計画的に進めていきます。

主な実現方策

- 市民が設置する貯留浸透施設に要する経費に対して補助します。
- 排水路の整備を進めます。



都市下水路

⑥治水対策施設を維持管理します。

本市では、雨水の河川への急激な流出を抑制するための調整池の整備や都市下水路の整備などの治水対策を進めていますが、既存施設等の老朽化も進んでいます。このため、老朽化した既存施設については、計画的に改修を進めるとともに、適切な維持管理を行います。

主な実現方策

- 調整池・ポンプ施設等を適正に維持管理します。
- 準用河川（佐倉川・南部川・上手繰川・上小竹川・井野川）を適正に維持管理します。



排水ポンプ施設

（※2）排水路 … 排水路とは主に市街地における雨水等を排除するための施設である都市下水路や公共下水道（雨水）などをいいます。

第4節 緑と水を活かしたうるおいのあるまちづくり

現況と課題

佐倉市は、印旛沼と広大な田園風景、さらには谷津や里山といった緑に囲まれた自然環境の豊かなまちです。

昭和58年には「緑の都市宣言」を行い、緑化の推進と緑地の保全に努めてきました。その結果、平成17年3月末現在で公園234箇所、緑地32箇所が整備されています。

都市化の進展とともに、緑地面積は減少してきていますが、市民のみなさんが憩える水と緑の空間の創造が求められています。

基本方針

- ・印旛沼や緑など自然環境といった貴重な財産を後世に残すとともに市民が憩える空間づくりを進めるため、印旛沼や緑の保全を進めます。
- ・市民生活の憩いの場としての公園の整備を図ります。



佐倉城址公園



岩名運動公園

都市公園の状況

(単位：ha) 各年度末現在

区分	都市公園											
	備 考		公 園									
	備 考		計		街区公園		近隣公園		地区公園		総合公園	
年度	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積
平成12	280	134.20	228	119.49	214	46.95	7	13.10	1	4.60	1	9.90
13	262	134.40	230	119.69	216	47.15	7	13.10	1	4.60	1	9.90
14	264	137.83	232	123.12	217	46.28	7	13.10	2	8.90	1	9.90
15	285	137.95	233	123.24	218	46.40	7	13.10	2	8.90	1	9.90
16	266	141.83	234	127.12	218	46.40	8	14.78	2	8.90	1	9.90

区分	都市公園											
	公 園						緑 地					
	運動公園		歴史公園		風致公園		計		都市緑地		緑道	
年度	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積
平成12	1	17.40	2	24.11	2	3.43	32	14.71	31	14.16	1	0.55
13	1	17.40	2	24.11	2	3.43	32	14.71	31	14.16	1	0.55
14	1	17.40	2	24.11	2	3.43	32	14.71	31	14.16	1	0.55
15	1	17.40	2	24.11	2	3.43	32	14.71	31	14.16	1	0.55
16	1	19.60	2	24.11	2	3.43	32	14.71	31	14.16	1	0.55

資料：公園緑地課

施策の体系

- (1) 市民が水辺で憩えるまちにします。
 - ① 印旛沼周辺の親水空間形成を推進します。

- (2) 緑を身近に感じるまちにします。
 - ① 公園を整備します。
 - ② 公園を維持管理します。
 - ③ 市民が行う公園・緑地等の維持管理を支援します。
 - ④ 緑地を保全します。
 - ⑤ 緑化を推進します。

施策の説明

- (1) 市民が水辺で憩えるまちにします。
 - ① 印旛沼周辺の親水空間形成を推進します。

市を代表する景観の一つである「印旛沼」を、市民が気軽に楽しむことができる快適な親水空間として整備されるよう、国・県へ要望していきます。また、河川周辺への親水空間の整備については、関係機関と連携しながら検討していきます。

主な実現方策

- 県立広域公園の整備について県に要望します。



(2) 緑を身近に感じるまちにします。**①公園を整備します。**

身近な公共空間としての公園、家族や友人と憩う場所としての公園、スポーツやレクリエーションなどの健康増進やコミュニティ活動の推進を目的とした公園、花や緑・自然を楽しむことのできる公園等、市民が目的に応じて集うことのできる公園の整備に努めます。

主な実現方策

- 新規公園の整備や既存公園の再整備を進めます。
- 緑地の適正な保全・整備や緑化の推進等の様々な取り組みを計画的に進めていくため、緑に関する総合的な計画を策定します。



緑豊かな谷津田

②公園を維持管理します。

市内の公園は、234箇所、面積約127.12haの公園（平成16年4月末）があります。公園の維持管理については、パトロールや樹木の剪定などを定期的に行っていますが、さらにこれを強化し、市民が安心して集うことのできる景観や安全に配慮した公園の維持に努めていく必要があります。今後も、公園の設置目的が遂行できるよう公園の維持管理に努めます。



街区公園

主な実現方策

- 公園を適正に維持管理します。
- 広報紙やホームページを通して、公園及び緑地等に関する情報を提供します。

③市民が行う公園・緑地等の維持管理を支援します。

身近な公共空間の環境整備のあり方に対する意識の高まりとともに、ボランティア活動への参加意欲も高まっています。公園の維持管理にあたっては、市民のみなさんが気軽に利用できる公園の確保をめざし、利用者の声を反映した公園の整備を進めるとともに、安心して利用できるよう地域との連携による管理運営体制の整備・促進に努めます。

主な実現方策

- 市民団体等による公園の清掃活動を支援します。



地域による公園清掃活動

④緑地を保全します。

都市化の進展により、市街地における緑が減少傾向にあり、次代に向けた緑の保全・再生を図ることが緊急な課題となっています。このため、市街地を含む身近な地域における緑の保全・活用に向けて、緑地保全事業を推進します。

主な実現方策

- 緑地の適正な保全・整備や緑化の推進等の様々な取り組みを計画的に進めていくため、緑に関する総合的な計画を策定します。
- 計画的に緑地の整備を進めます。
- 緑地を適正に維持管理します。

⑤緑化を推進します。

緑化に係る市民活動が盛んになってきていることから、花と緑のまちづくりの一環として、「佐倉市花の銀行」や「財団法人佐倉緑の銀行」と連携・協力を得ながら、市民のみなさんの緑化意識の醸成と活動の支援を行います。

主な実現方策

- 緑化に関するイベントや啓発活動を行います。
- 広報紙やホームページを通して、公園及び緑地等に関する情報を提供します。



佐倉チューリップまつり